

おかやま
OKAYAMA HOT PLAN
ほつと
プラン

第4次岡山県社協活動強化計画

おかやま
OKAYAMA HOT PLAN
ほつと
プラン

第4次岡山県社協活動強化計画

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会



はじめに

岡山県社会福祉協議会では、市町村合併など激変する地域福祉の環境の中で、平成16年度からの3年間、①事業の効果・効率化に向けたスクラップ&ビルト方式の導入、②活動評価の仕組みづくり、③市町村合併による新たな地域福祉推進の方向性の明確化の3つの課題解決に向けて、第3次岡山県社会福祉協議会活動強化計画（以下「第3次計画」という。）を策定し、事業を推進してまいりました。

また、第3次計画では事業の効果・効率性を高めるために、評価・改善の仕組みづくりに取り組むとともに、評価の客観性を確保するため第3次計画評価委員会を立ち上げ、外部評価を行いました。

同委員会から①トップマネジメント機能の強化、②活動目標の重点化、③評価基準の明確化、④評価の客観性の向上、⑤事業の効果・効率性と職員育成の確立の5項目について答申がありましたが、これらの諸課題への対応を含め、平成19年度から3カ年において重点的に取り組む目標を示すものとして、第4次岡山県社会福祉協議会活動強化計画（以下「第4次計画」という。）を策定しました。

今後、行財政改革に伴い経営環境が一段と厳しくなるなか、組織体制の強化や組織運営のあり方を考え、それを実行できる中間管理職やチームリーダーをはじめとする職員の育成に努めてまいります。

さらに、より効率的な事務執行体制を構築し、計画の目標を達成するために目標管理と評価システムの一層の定着化を進めます。

そして、県民をはじめ福祉、医療・保健や法曹・労働・教育など幅広い関係者との協働関係を構築し、県域における地域福祉の総合的な推進役として、「県民主体及び県民参画を基本とした福祉コミュニティ」を実現するために役職員一体となって取り組みを強化していきます。

最後に、第3次計画の評価並びに第4次計画の策定にあたり、ご指導とご協力をいただきました各委員の方々に心より感謝申し上げます。

平成19年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 定金聰



おかやまほっとプラン 第4次岡山県社協活動強化計画

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| ■ 計画の策定にあたって | |
| ■ 岡山県社協の基本理念 | 1 |
| ■ おかやまほっとプラン 計画の概要 | 2 |
| ■ 基本方針と今後3年間の重点整備目標 | 6 |
| ■ おかやまほっとプラン 実施計画（概要版） | 15 |
| ■ 策定委員会設置要綱 | 18 |
| ■ 策定委員名簿 | 19 |
| ■ 策定班員（事務局） | 19 |
| ■ 策定委員会 経過報告 | 20 |
| ■ 策定班 会議経過報告 | 21 |
| ■ 用語説明 | 22 |
| ■ 参考資料 | |
| ●第3次岡山県社協活動強化計画 評価委員会 答申書 | 25 |
| ●第3次岡山県社協活動強化計画 内部評価報告書（一部抜粋） | 27 |

計画の策定にあたって

激変し続ける社会福祉分野において、行政のよきパートナーとしてその役割を果たしてきた社会福祉協議会も大きな転換の時を迎えている。その引き金は、三位一体改革の推進によって国からの交付税の削減が始まり、税源移譲と引き換えに権限委譲も行われ、地方自治体の自立が一層求められている。また、同時に肥大化した職員と自治体財政の引き締めのために大幅な財政見直しが進行する、そのような中での「第4次岡山県社協活動強化計画」策定となった。

今回、第4次計画の策定にあたって最も配慮したことは、同時進行の形で進められていた「第3次計画」の評価作業の結果をどう反映させるかという点であった。P(計画) - D(実施) - C(確認) - A(見直し・改善)の循環ルールにのっとり、第4次計画の策定を慎重に進める中で浮き彫りにされたのは、経営責任をもつ役員体制のあり方の問題であった。

私たち計画策定委員は、岡山県社協会長から計画策定の諮問を受けて審議を進めてきたわけであるが、この計画の実施は、岡山県社協の役員と事務局の作業に委ねるべきものである。現在の岡山県社協理事・監事・評議員は、今後の基本方針や財務状態、活動内容、そして事務局職員の配置についてどの程度把握されているのだろうか。また、今日の社協経営に対する危機意識をどう感じておられるのだろうかという疑問を禁じえなかった。第3次計画の評価に述べられている「トップマネジメント」の問題である。確かに、今まで社協は、国・都道府県等からの補助金や委託金に依存して財政的自立にそれほど努力を払うことなくやってくることができた。しかし、ここにきて補助金の減額・カットが目立ち始め、どこの社協でも慌てて歳出削減や人件費などの経費削減に躍起になりはじめている。

次に、社協と住民の関係で言えば、広域合併などによって連帯感の希薄化が一層進みつつある。

福祉活動への県民参加をはかり、福祉サービス利用者の保護や権利を保障し、質の高いサービスを目指すことは、社協に課せられた基本命題である。しかし、現実には「格差社会」が進行し、富める者と貧しい人たちとの生活格差は拡大するばかりである。

社協は、様々な生活課題を抱える住民の立場に立ってこれらの課題にいかに立ち向かおうとしているのか、その道筋を示すのがこの計画であって欲しいと願っている。限られた時間と紙数の中で策定委員や事務局職員と論議し、時に対立しながら喧嘩諍諉の論議を繰り返した結果がこの計画書である。是非とも熟読吟味いただき、大いに議論を戦わせる素材となることを期待しながら私のご挨拶とさせていただきたい。

最後に、ご多忙の中欠かさず出席いただいた委員の皆様と資料提供と整理作業をいただいた事務局職員に感謝の言葉をささげたい。

平成19年1月

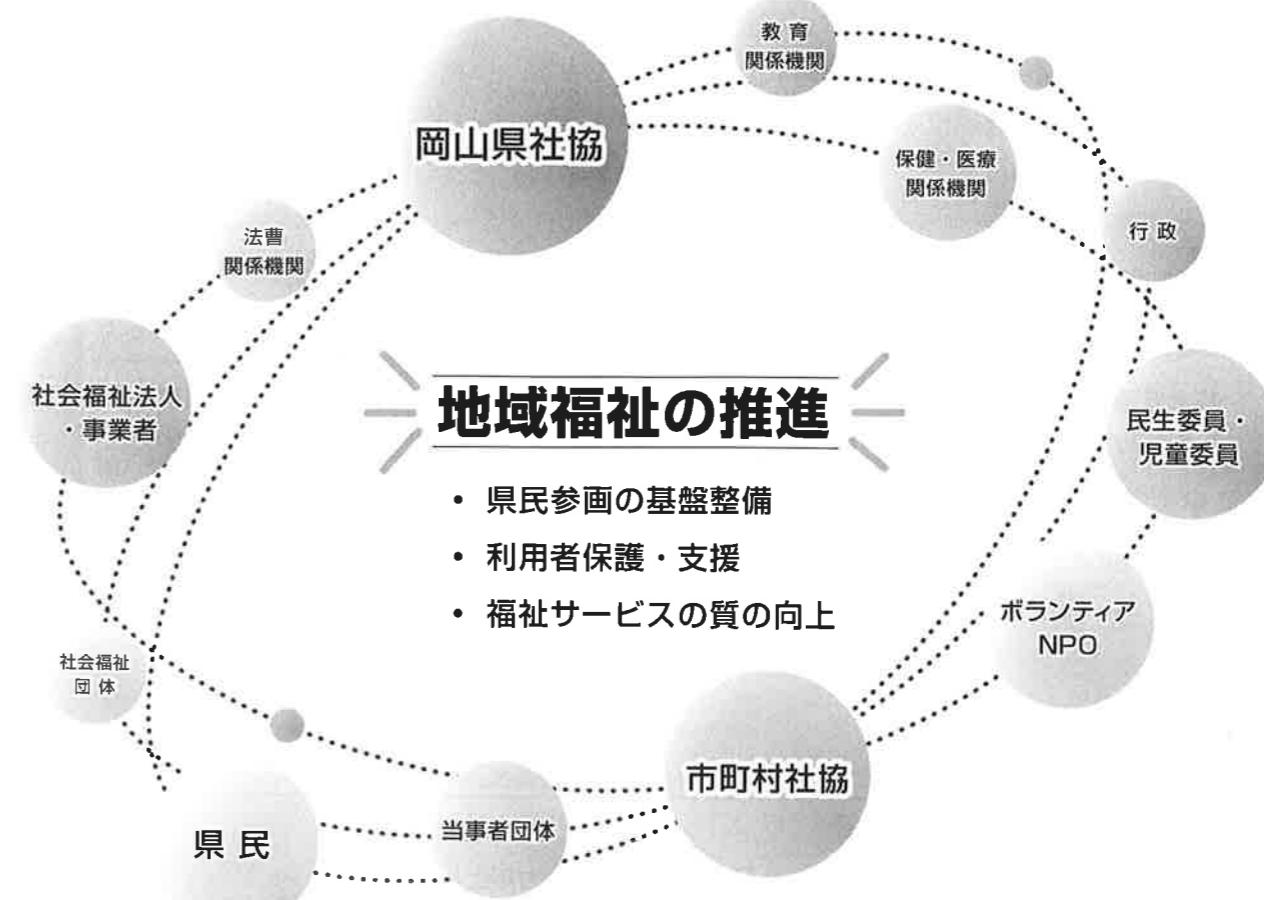
岡山県社会福祉協議会
第4次社協強化計画策定委員会
委員長 藤井 悟
(福山平成大学教授)

基本理念

岡山県社協における基本的な活動理念・原則を「基本理念」として次のとおり定めています。

“県民誰もが人として尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れる地域社会”の実現に向けて、「県民主体及び県民参画を基本とした福祉コミュニティづくり」に取り組んでいきます

岡山県社協は、県域における地域福祉を推進する団体として、県民をはじめ、福祉・保健・医療・教育・法曹など幅広い関係機関・団体との連携・協働により、この基本理念の実現を目指します。

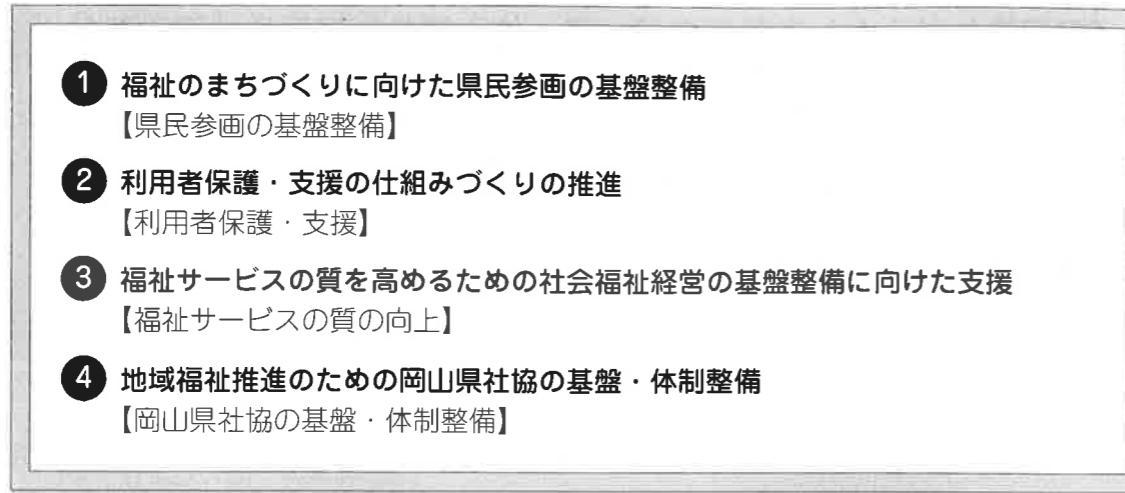


1 計画の構成

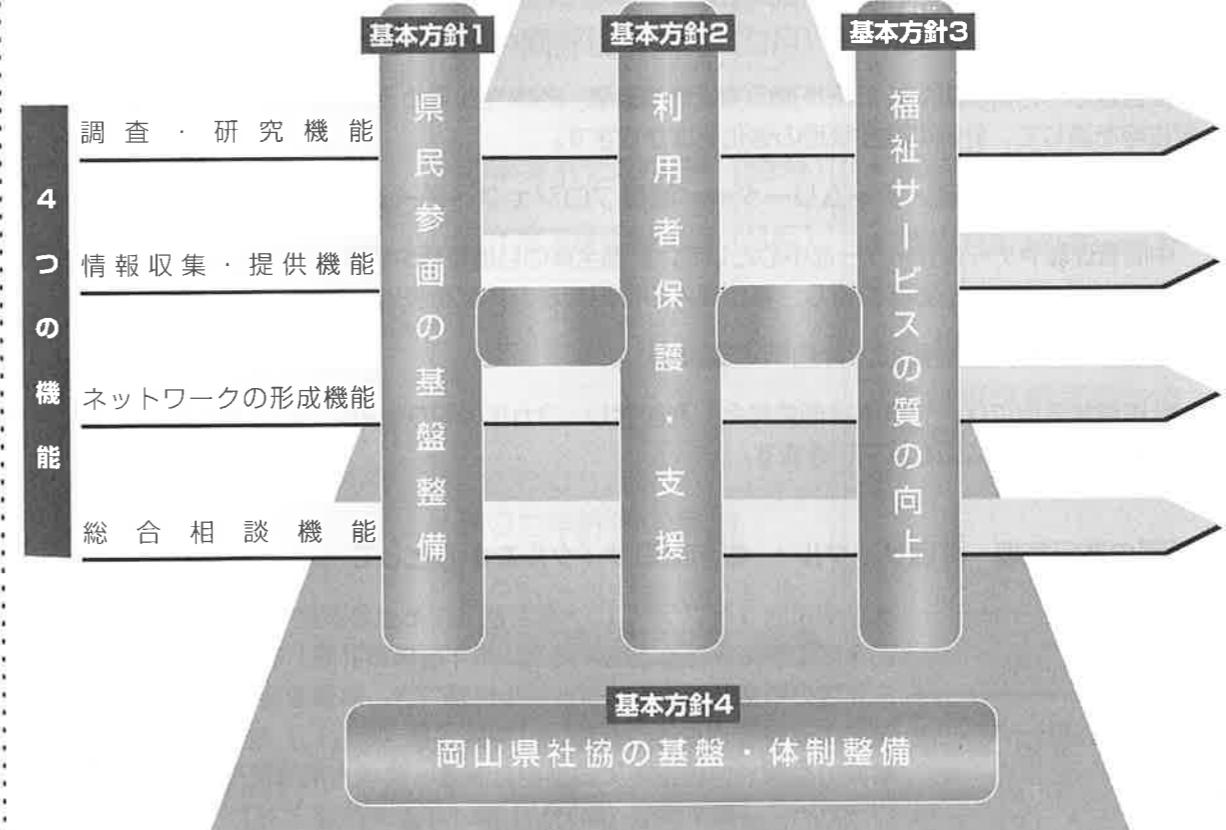
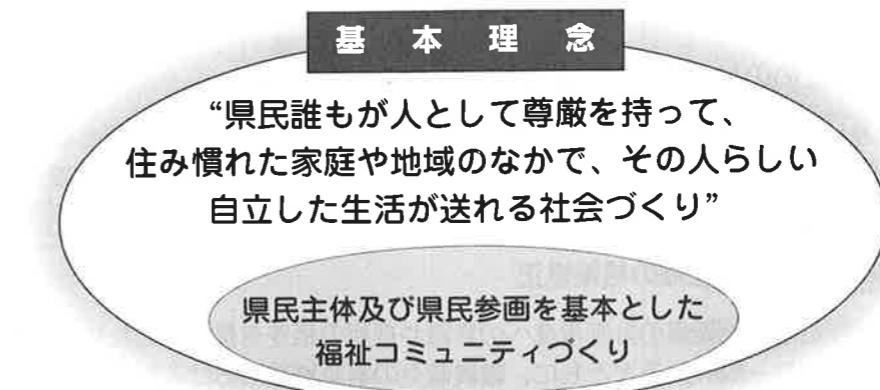
(1) 基本計画

① 基本方針

基本理念を実現するための中・長期（今後10年間を目指す）の活動方針を示します。



◇ 基本理念の実現に向けた4つの基本方針と4つの機能



② 推進目標

基本方針を達成するため、3カ年で取り組む目標を示します。

③ 推進項目・整備目標

推進目標を達成するため、3カ年で推進する取り組みを示します。

なお、3カ年の到達目標を明らかにするため、「整備目標」を設定するとともに、岡山県社協として重点的に取り組む目標を「重点整備目標」としています。

(2) 実施計画

① 実施事業及び年次計画

基本計画の実現に向けた3カ年の具体的な実施事業及び年次計画を示すものとして、実施計画書を作成しています。

② 事業企画

実施事業のねらいや進め方などの詳細を示すものとして、単年度ごとに事業企画書を作成しています。

2 推進期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3カ年とします。

3

計画策定の意義と目的～前計画の反省と課題を踏まえて～

(1) 岡山県社協の経営に関するトップマネジメント機能の強化

国・県からの補助・受託金が大幅に削減されるなど経営環境が激変するなか、経営責任者（会長・理事・監事）により、本会の経営方針を明確にし、経営理念と計画理念の一体的な経営戦略による組織運営のあり方を検討します。

(2) 次世代育成のためのリーダーの役割の明確化と権限の強化

計画推進を通じた目標管理の仕組みづくりに向けて、チームリーダーの役割と権限の明確化や指導的立場を担う中間管理職やチームリーダーの質的向上をはかり、課題となっている推進体制を強化します。

(3) 計画推進における職員意識の格差是正

前計画で明らかになった職員の計画推進への意識や理解の格差を是正するため、目標管理やPDCAサイクルの定着化をより一層はかるとともに、職員個々の事業推進における総合的視点を高めます。

4

計画の進行管理と評価システム

(1) 計画の進行管理・評価体制

① 理事会・評議員会

経営理念・方針に基づく計画推進の実行性や効果・効率性を高めるため、単年度事業の計画策定や報告等を通じて、計画の進捗管理の強化をはかります。

② 事務局（中間管理職／チームリーダー／職員プロジェクトチーム）

中間管理職やチームリーダーを中心として、計画全体の目標管理や事業の進行管理を行うとともに、職員プロジェクトチームを設置し、事務局内の計画管理の体制を強化します。

③ 委員会（計画評価委員会／計画策定委員会）

計画最終年度には、「計画評価委員会」を設置し、3力年の取り組みについて客観的な評価・分析を行い、次期計画につなげていきます。

(2) 計画の進行管理・評価サイクル～単年度のサイクルを中心として～

PLAN(計画)——おかやまほつとプラン（3力年計画）における実施事業や年次計画のほか、前年度の事業評価等を踏まえて「単年度事業計画」を策定します。

DO(実施)——単年度の事業計画やスケジュールに基づき、事業を実施します。

CHECK(確認)——業務の進捗管理を行うため、「中間評価（9月）」を実施します。また、事業の成果や目標達成に向けた諸課題・改善方策等について評価・分析を行うため、「事業評価（随時）」や「年度末評価（3月）」を実施します。なお、計画の最終年には、3力年の取り組みについて評価・分析を行うため、「3力年評価」を実施します。

ACTION(見直し・改善)——評価に基づき、事業のスクラップ＆ビルトや業務の標準化など必要な措置を講じます。

◇ 計画の進行管理と評価システム

進行管理・評価サイクル

実施内容

関係様式等

「※」印は3年毎に実施



※3力年事業の計画

計画策定委員会

① 単年度事業の計画

事業実施・スケジュール管理

① 中間評価の実施（9月）

→ 次年度計画・予算に反映

② 事業評価の実施（随時）

③ 年度末評価の実施（3月）

※3力年評価の実施

※3力年外部評価の実施

計画評価委員会

評価に基づく見直し・改善

→ おかやまほつとプラン等の見直し

→ 業務の標準化（マニュアル作成等）

・活動強化計画

理事会・評議員会の承認

・実施計画書

・事業計画書

理事会・評議員会の承認

・事業企画書

・事業予算内訳書

・年間スケジュール表

・事業企画及びスケジュール

中間評価シート

・事業企画書

・基本方針評価シート

・推進目標評価シート

・推進項目評価シート

・実施事業概要報告書

理事会・評議員会の承認

福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備

市町村社協を中心に地域住民やボランティア・NPO、福祉サービス事業者など社会福祉に関わる多様な関係機関・団体との連携・協働のもとで、誰もが安心して、豊かに暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進するため、その基盤の充実と条件整備を進めます。

1

推進目標 計画策定を通じた県民参画の環境づくり

県民参画や公私協働の場面をつくりだす地域福祉活動計画等の策定支援を通じて、県民の地域課題に対する気づきや課題解決に向けた主体的な活動参画を促進します。

推進項目

「地域福祉活動計画」の策定促進

「地域福祉活動計画」の策定を促進するため、指導体制の強化をはかるとともに、市町村社協自らの計画策定に向けた機運を高めるための取り組みを行います。

重 点 整 備 目 標

「地域福祉活動計画」の策定率の向上

[現行] 5 社協
[目標] H21 年度 15 社協

推進方策

■ 計画策定促進委員会の開催

市町村社協の計画策定に向けた取り組みについて、情報交換や実践協議の場を設けることにより、策定スキルの向上をはかり、市町村社協自らの計画策定に向けた機運を高めていきます。

■ 「地域福祉部門強化・充実事業」による計画策定の個別指導

指定社協に対して、計画策定に関する技術的援助や情報提供等の個別指導を行いながら、着実な策定促進をはかります。

■ 計画策定促進プロジェクトチーム（岡山県社協内部）の結成

計画策定の促進に向けた指導体制の強化をはかるため、岡山県社協内部にプロジェクトチームを結成し、次の取り組みを行います。
 ① 本会ホームページを活用した地域福祉活動計画に関する情報提供
 ② 計画策定指導における担当制の導入
 ③ 計画の進行管理・評価ツールの開発

| 年次計画 | 19 | 20 | 21 |
|------|----|----|----|
| | ↗ | ↗ | ↗ |
| | ↗ | ↗ | ↗ |
| | ↗ | ↗ | ↗ |

基本方針

1

2

推進目標 県民参画の拠点や仕組みの整備

ボランティア・NPO、関係者との連携・協働の仕組みづくりを通じて、地域における県民参画の基盤整備を進めます。

推進項目

ボランティア・NPO活動の拠点や仕組みの整備

県民参画の促進に向けて、市町村社協ボランティアセンターの活性化をはかるとともに、関係機関との連携・協働のもと活動拠点の整備やネットワークづくりを進めます。

重 点 整 備 目 標

市町村社協における総合ボランティアセンター（注1）構想の明確化

推進方策

■ 市町村現場のヒアリング調査の実施

総合ボランティアセンターの実現に向けて、市町村域におけるボランティア・NPO活動を推進する機関・団体の現状把握を行うため、ヒアリング調査を実施します。

■ 総合ボランティアセンター促進事業の実施

総合ボランティアセンターの役割・機能等について指針を策定し、地域づくり協働推進事業などモデル事業の実施を通じて、その普及・啓発をはかります。

| 年次計画 | 19 | 20 | 21 |
|------|----|----|----|
| | ↗ | ↗ | ↗ |
| | ↗ | ↗ | ↗ |

(注1) は、22 Pに掲載している用語説明をご参照ください。

利 用者保護・支援の仕組みづくりの推進

地域における自律した生活を支えるため、福祉サービスの適切な選択や利用に向けた支援を充実するとともに、生活課題の早期発見・早期対応や問題解決の仕組みづくりなど地域における包括的なケア体制の構築を目指します。

1

利用者を支える権利擁護体制の整備

福祉サービス利用者の自律生活を支える権利擁護体制（注2）を強化するため、総合相談体制の充実をはじめ、地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度（注3）の活用等による生活支援の体制整備を積極的に進めます。

推進項目

市町村域における福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実強化

市町村域における権利擁護体制の充実強化をはかるため、地域福祉権利擁護事業の実施体制について見直しを行うとともに、関係機関との連携体制の構築に向けて支援します。

重点整備目標

全市町社協での地域福祉権利擁護事業の実施体制の確立
[現行] 9基幹的社協
[目標] H21年度 全市町社協

推進方策

～全市町社協実施体制の進め方～

H18年度に策定した事業実施体制方針とともに、岡山県社協と基幹的社協を含む市町社協との役割・機能を明らかにした上で、全市町社協実施に向けて、H20年度より順次、実施体制の見直しを行います。

■ 地域福祉権利擁護事業方針説明会の開催

事業実施体制方針をもとに、市町村社協の理解と協力を得るため、基幹プロックごとに説明会を開催します。

■ 地域福祉権利擁護事業業務研修会の開催

地域福祉権利擁護事業専門員の業務内容や業務上必要な知識について習得してもらうため、市町村社協を対象に研修会を開催します。

■ 新規実施社協環境整備助成事業の創設

新規に事業に取り組む市町社協に対し、担当者の資質向上や個人情報・保管物件の管理体制の整備等に要する経費の一部を助成します。

■ 関係者ネットワーク会議の開催支援

地域福祉権利擁護事業を通じて明らかになった複雑な生活課題の解決をはかるため、市町村域における関係機関との連携体制の構築に向けて支援します。

(注2) (注3) は、22Pに掲載している用語説明をご参照ください。

2

地域包括ケアシステムの推進

支援を必要とする人の地域生活を支えるため、行政及び関係機関・団体等との連携・協働により、地域における早期発見・対応や課題解決の総合的な仕組みである「地域包括ケアシステム（注4）」の推進をはかります。

推進項目

地域包括ケアシステムの構築に向けた普及・啓発

地域包括ケアシステムの要となる「地域ケア会議」や「小地域ケア会議（注5）」の設置に向けて、県在宅介護・地域包括支援センター協議会等との連携・協働により普及・啓発をはかります。

重点整備目標

「小地域ケア会議」の設置に向けた普及・啓発

[現行] 1市
[目標] H21年度 8市町

年次計画 19 20 21

推進方策

■ 地域包括ケアシステム研修会の開催

地域包括ケアシステムについての理解をさらに広めていくとともに、「地域ケア会議」や「小地域ケア会議」についての具体的な実践ノウハウの学習場面として研修会を開催します。

■ 「地域ケア会議～岡山モデルPART2」による普及・啓発

(地域包括ケアシステム構築に向けた実践報告書)

地域包括ケアシステムにおける「地域ケア会議」の重要性や「小地域ケア会議」の具体的な実践事例等をとりまとめた資料を作成し、地域包括ケア体制の実現に向けて普及・啓発をはかります。

■ 地域包括ケアシステムの構築に向けた実態調査の実施

「地域ケア会議」や「小地域ケア会議」の県内設置状況について、地域包括支援センター等との連携によって実態調査を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて普及・啓発をはかります。

(注4) (注5) は、22Pに掲載している用語説明をご参照ください。

福祉サービスの質を高めるための 社会福祉経営の基盤整備に向けた支援

利用者ニーズに基づく質の高い福祉サービスの拡充をはかるため、福祉人材の安定的な確保に努めるとともに、社会福祉事業等の安定的・継続的な経営基盤の確立に向けた取り組みを強化します。

基本方針

3

1

社会福祉経営の基盤整備

社会福祉事業者等が利用者や地域社会からのニーズに応え、質の高いサービスを安定的・継続的に提供できるよう、その経営基盤の充実強化に向けて、経営管理能力の向上や人事・労務管理等の整備に向けた支援を行います。

推進項目①

組織管理体制整備への支援

法人経営の課題・役割の明確化をはかり、福祉サービスの質の向上や事業経営の透明性の確保、経営管理能力の向上に向けた総合的な支援体制の構築をはかります。

推進方策

■ 社会福祉経営実態調査の実施

法人経営の現状把握や課題分析を行うため、アクションプラン21（注6）の項目に基づき実態調査を行います。

■ 経営協との連携による経営改善支援事業（注7）の実施

経営改善支援事業を通じて、法人経営の経営課題や支援ニーズを把握するとともに、具体的な改善方策等について検証を行います。

■ 経営支援のあり方検討委員会（仮称）の開催

職員プロジェクトチーム及び委員会を設置し、法人経営上の課題やニーズをもとに、本会における経営支援の役割の明確化をはかり、人材育成や経営マネジメントの向上をはかるための支援内容や支援体制等について検討します。

<主な検討事項>

- ① 岡山県社協における社会福祉経営支援方針の明確化
- ② 人材育成に向けた研修体系の整備
- ③ 効果・効率的な相談支援のあり方
- ④ 経営支援の推進体制のあり方

■ 法人経営実態調査や委員会答申に基づく事業展開

重・点・整・備・目・標

経営支援における役割・方針の明確化



推進項目②

人事・労務管理体制整備への支援

質の高い福祉人材の確保・定着化に向けて、魅力ある福祉職場の環境づくりを支援するため、福利厚生制度等の充実強化をはかります。

推進方策

■ 共済制度及び育成制度の充実強化

改正保険業法等を踏まえ、制度内容の適正化や充実強化に向けた見直しを行い、福利厚生制度の一体的な推進をはかります。

<主な検討事項>

- ① 共済制度の支給乗率等の見直し
- ② 育成制度の給付内容及び助成内容等の見直し
- ③ 福利厚生の充実に向けた新規事業への取り組み

■ 福利厚生制度への加入勧奨の実施

各種福利厚生制度への加入促進をはかるため、新設事業所に対して重点的に個別訪問を実施します。

■ 福利厚生制度の広報・啓発活動の実施

各種福利厚生制度の周知徹底をはかるため、ホームページ「福利厚生制度」の充実や共通パンフレットの作成・配布、各種研修会等を通じて情報提供を行います。

重・点・整・備・目・標

福利厚生制度の充実

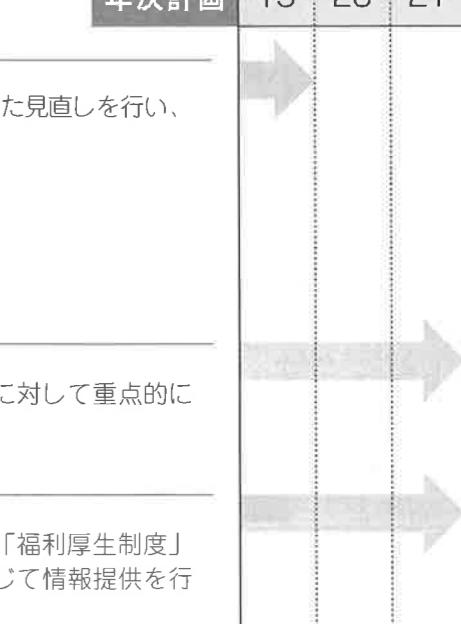
共済制度・育成制度の加入法人・団体数の増

[現行] 共済制度 158 法人・団体

育成制度 294 法人・団体

[目標] H21 年度 30 法人・団体の増

重・点・整・備・目・標



基本方針

3

推進項目③

人材育成体制整備への支援

質の高いサービスを提供できる福祉人材を育成するため、各法人・事業所における人材育成の体制整備に向けて支援するとともに、研修体系を整備し、専門性や組織性を高めるための研修を実施します。

推進方策

■ 人材育成体制調査の実施

社会福祉法人及び事業所における人材育成の体制について、現状把握及び課題分析を行うため、アンケート調査を実施します。

■ 人材育成体制強化に向けた研修体系の整備

研修企画会議等を通じて、福祉人材の育成のあり方について検討するとともに、人材育成支援を効果・効率的に推進するための研修体系を整備します。

■ 社会福祉法人役員研修会の開催

各法人等における人材育成の体制整備に向けて普及・啓発をはかるため、法人役員を対象に研修会を開催します。

■ 福祉の職場研修担当者研修会の開催

各法人等における研修計画の策定を支援するため、研修担当者を養成します。

■ OJT（職場内研修）指導者の養成

福祉職場での人材育成の中心となる指導者を養成します。

- ・ 福祉職員生涯研修会
- ・ 接遇リーダー研修会
- ・ 介護職員実技講習（指導者養成研修）
- ・ 福祉職員生涯研修課程指導者養成

重 点 整 備 目 標

① 研修計画の整備支援

[現行] —
[目標] H21年度 150 法人・事業所

② OJT推進の指導者養成

年次計画

| | 19 | 20 | 21 |
|---|----|----|----|
| 1 | ↑ | ↑ | ↑ |
| 2 | ↑ | ↑ | ↑ |
| 3 | ↑ | ↑ | ↑ |
| 4 | ↑ | ↑ | ↑ |
| 5 | ↑ | ↑ | ↑ |
| 6 | ↑ | ↑ | ↑ |

3

地

域福祉推進のための
岡山県社協の基盤・体制整備

多様な分野からの参画のもと、県域における地域福祉を総合的・効果的に推進するため、経営体制や財政基盤の充実強化をはかるとともに、地域福祉推進の指導的役割を担う事務局職員の資質向上に努めるなど岡山県社協の基盤・体制整備を一層進めます。

1 推進目標

法人運営・経営組織の整備

法人経営の健全化及び活性化に向けて、幅広い意見が反映されるよう理事会や評議員会等の経営体制の強化をはかるとともに、経営理念・方針に基づく活動の実行性を高めるため、業務管理体制や事務局体制を整備します。

推進項目

法人運営の体制整備

法人の経営体制や経営能力を高めるため、業務執行の意思決定や責任を負う理事会を中心に行なう法人機能の充実強化をはかるなど、地域福祉を推進する体制整備を進めます。

基本方針

4

重 点 整 備 目 標

理事会の活性化

[現行] 出席率の向上 68%
[目標] H21年度 100%

年次計画

| | 19 | 20 | 21 |
|---|----|----|----|
| 1 | ↑ | ↑ | ↑ |

推進方策

■ 法人経営活性化検討委員会の開催

役員を中心とする委員会を設置し、執行機関である理事会の機能強化をはじめ、経営能力の向上にむけた推進方策について検討します。

<主な検討事項>

- ① 理事の役割・責任の明確化
- ② 理事の選任基準及び選任方法の見直し
- ③ 業務及び財務状況等に関する情報提供のあり方
- ④ 総合企画委員会の役割・機能の明確化
- ⑤ 「理事の業務執行状況確認シート（仮称）」の作成

■ 理事会の定期開催

理事の主体的な経営参画を促進するため、四半期毎に理事会を開催し、議案審議の他、法人運営の状況や諸課題等に関する情報提供の充実をはかります。

3

4

2

基本方針

4

推進目標

財政基盤及び管理体制の整備

自主財源の増強や各種団体の助成金制度の活用など、財政基盤の充実強化に向けた取り組みを積極的に行うとともに、財務・資産管理体制の強化をはかり、健全な法人運営を行っていきます。

推進項目

財務管理体制の整備

財政の健全化をはかり、安定的な法人運営を行うため、財政状況について分析を行うとともに、財政状況を良好に維持するための取り組みを計画的に進めます。

14

推進方策

■ 中期財政計画（3ヵ年）の策定

H19年度からの3ヵ年の財政計画を策定し、自主財源の増強や事務事業の見直しなどの取り組みを計画的に行います。

<重点項目>

- ① 新規会員獲得に伴う会費収入の増強
- ② 研修参加費収入の増収
- ③ 広告掲載など収益事業の拡大
- ④ 共同募金配分金や各種助成金など民間財源の活用
- ⑤ 寄付金収入の増収
- ⑥ 各種別協議会・団体の事務受託費の適正化（応益負担）
- ⑦ 効率的な事業執行体制の確立

■ 短期財政計画（毎年度）の策定

中期財政計画における単年度の目標を達成するため、自主財源充当計画に基づき各部所と事業予算ヒアリングを行い、短期財政計画を策定します。

■ 中期財政計画の評価・分析

理事を中心に構成する総合企画委員会において中期財政計画の評価・分析を行い、次期計画における具体的な推進方策について検討します。

重点整備目標

財政計画の策定

- [現行] 一般会計における一般財源
(注8) の比率アップ 11%
[目標] H21年度 20%

年次計画 19 20 21



(注8) は、22Pに掲載している用語説明をご参考ください。

おかやまほっとプラン 実施計画（概要版）

重点整備目標

基本方針 1. 県民参画の基盤整備

推進目標 1. 計画策定を通じた県民参画の環境づくり

推進項目① 地域福祉活動計画の策定促進

【整備目標】地域福祉活動計画の策定率の向上



推進項目② 市町村地域福祉計画の策定協力

【整備目標】策定協力としての情報提供

推進目標 2. 県民参画の拠点や仕組みの整備

推進項目① ボランティア・NPO活動の拠点や仕組みの整備

【整備目標】市町村社協における総合ボランティアセンター構想の明確化



推進項目② 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備

【整備目標】小地域ケア会議（仮称）の普及・啓発

【整備目標】地区社協・福祉委員設置に向けた指導徹底

推進目標 3. 県民参画を推進する専門職・地域のキーパーソンづくり

推進項目① 専門職の育成

【整備目標】コミュニティワーカー（専門職）の育成

【整備目標】ボランティアコーディネーターの養成

推進項目② 地域のキーパーソンの養成・育成

【整備目標】ふれあいサロンリーダー・世話人の養成・育成

【整備目標】ボランティアリーダーの育成

推進項目③ プログラム開発及び普及・啓発

【整備目標】コミュニティワーカー（専門職）の育成プログラムの開発

【整備目標】ご近所ネット（見守り活動）運動の普及・啓発

【整備目標】団塊世代の地域のプログラムの開発

【整備目標】地域における総合的な福祉学習活動の開発

【整備目標】多様な推進主体と社協との協働プログラム開発及び普及・啓発

推進目標 4. 活動活性化のための助成金の活用支援

推進項目① 各種助成事業・メニューの情報提供

【整備目標】各種媒体を活用した情報提供

推進項目② 各種助成事業・プログラムの実施

【整備目標】福祉医療機構との連携プログラム

【整備目標】企業関係との連携プログラム

重点整備目標

基本方針 2. 利用者保護・支援

推進目標 1. 利用者を支える権利擁護体制の整備

推進項目① 市町村域における福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実・強化

【整備目標】全市町社協での地域福祉権利擁護事業の実施体制の確立



【整備目標】成年後見制度との連携による利用者支援

推進項目② 県民の生活課題の解決に向けた総合相談体制の整備

【整備目標】関連部門の連携強化による問題解決機能の向上

【整備目標】県域での高齢者・障害者総合相談機能の整備促進



推進目標2. 地域包括ケアシステムの推進

推進項目① 地域ケアシステムの構築に向けた普及・啓発

【整備目標】「小地域ケア会議」の設置に向けた普及・啓発

重点整備目標



【整備目標】地域における子育て支援の総合的なケア体制のあり方研究

推進項目② 個人情報の共有の仕組みづくりに向けた調査・研究

【整備目標】個人情報の取り扱いに関する調査・研究

推進目標3. 苦情解決体制の充実へ向けた環境整備

推進項目① 苦情解決体制の充実へ向けた取り組み

【整備目標】岡山県運営適正化委員会の提言に対する回答書（仮称）の作成

推進目標4. 福祉サービスの選択に向けた情報提供の仕組みづくり

推進項目① 自己選択・決定を支援する情報提供の仕組みづくり

【整備目標】介護サービス情報の公表システムの基盤整備

【整備目標】介護サービス情報の公表システムの充実・強化

基本方針3. 福祉サービスの質の向上

重点整備目標

推進目標1. 社会福祉経営の基盤整備

推進項目① 組織管理体制整備への支援

【整備目標】経営支援における役割・方針の明確化



【整備目標】経営管理能力の向上のための支援・情報提供

【整備目標】適正なサービス管理に向けた支援、普及・啓発

推進項目② 人事・労務管理体制整備への支援

【整備目標】福利厚生制度の充実



【整備目標】人事・労務管理能力の向上に向けた支援

推進項目③ 人材育成体制整備への支援

【整備目標】研修計画の整備支援



【整備目標】OJT推進の指導者養成



【整備目標】福祉従事者の資質向上への支援

推進項目④ 財務管理体制整備への支援

【整備目標】財務管理能力の向上に向けた支援



【整備目標】自主・外部監査体制に向けた支援

推進目標2. 福祉人材確保に向けた支援



推進項目① 福祉人材の発掘の推進

【整備目標】効果的な広報活動への取り組み



【整備目標】福祉マンパワーの調査・研究



【整備目標】福祉人材養成機関等との連携強化

推進項目② 福祉人材の就労斡旋

【整備目標】就労に向けた支援



【整備目標】他機関・団体との連携強化

推進項目③ 資格取得の促進・支援

【整備目標】研修のあり方について検討



【整備目標】資格取得、能力開発の総合的な情報提供支援



【整備目標】資格取得に向けた支援

重点整備目標

基本方針4. 岡山県社協の基盤・体制整備

推進目標1. 法人運営・経営組織の整備

推進項目① 法人運営の体制整備

【整備目標】理事会の活性化



【整備目標】評議員会の活性化

【整備目標】部会・委員会機能の充実強化

【整備目標】監事會機能の充実強化

【整備目標】会員組織の充実強化

推進項目② 管理体制の整備

【整備目標】経営理念・方針の策定

【整備目標】活動計画の策定及び進行管理

【整備目標】広報活動の充実

【整備目標】情報公開・個人情報保護の体制の徹底

【整備目標】苦情解決体制の周知としきみに添った処理体制の徹底

【整備目標】災害危機管理体制の整備

推進項目③ 事務局体制の整備

【整備目標】事務局機構・機能の整備

【整備目標】情報提供機能の充実強化

【整備目標】局内情報管理体制の整備

推進目標2. 財政基盤及び管理体制の整備

推進項目① 財務管理体制の整備

【整備目標】財政計画の策定



推進項目② 資産管理体制の整備

【整備目標】資産管理・運用の充実

推進項目③ 財務執行体制の整備

【整備目標】内部牽制体制の整備

【整備目標】外部チェック体制の強化

【整備目標】日常経理事務の適正化

推進項目④ 財政基盤の充実強化

【整備目標】補助金・受託金の検討

【整備目標】共同募金の活用

【整備目標】助成金の活用

【整備目標】寄付金の増強

【整備目標】収益事業の拡大

【整備目標】会費収入の増強

推進目標3. 人事・労務管理体制の整備

推進項目① 人事管理制度の確立に向けた整備

【整備目標】人事管理体制の整備

推進項目② 事務局職員の育成

【整備目標】職員研修の推進

推進項目③ 労働環境の整備

【整備目標】労働条件の整備

【整備目標】福利厚生の整備

【整備目標】安全衛生管理体制の整備

第4次岡山県社協活動強化計画 策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、第4次岡山県社会福祉協議会活動強化計画（以下「計画」という。）を策定するために、第4次岡山県社会福祉協議会活動強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について、県社協会長の諮問に応え、意見を具申する。

(構成)

第3条 委員会は、7名程度で構成する。

2 委員は、市町村社会福祉協議会関係者、福祉施設・福祉団体関係者、ボランティア・NPO関係者、当事者・家族会関係者、行政関係者、学識経験者等のうちから県社協会長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長を務める。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を徴収することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県社協事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

第4次岡山県社協活動強化計画 策定委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|------------|--------|-------------------|
| 学識経験者 | ○ 藤井悟 | 福山平成大学福祉健康学部教授 |
| 当事者・家族会 | ○ 妻井令三 | 認知症の人と家族の会岡山県支部代表 |
| ボランティア・NPO | 石原達也 | 岡山NPOセンター事務局長 |
| 福祉施設・福祉団体 | 財前民男 | 岡山県社会福祉施設経営者協議会長 |
| 市町村社協 | 三浦志津子 | 瀬戸内市社会福祉協議会事務局長 |
| 行政 | 藤沢賢志 | 岡山県保健福祉部次長 |
| 県社協 | 三宅健 | 岡山県社会福祉協議会常務理事 |

○ 委員長 ○ 副委員長

第4次岡山県社協活動強化計画 策定班員（事務局）

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|----------------|
| ○ 山本茂樹 | 地域福祉部長 |
| 岡智明 | 福祉経営支援部副部長 |
| 吉田光臣 | 地域福祉部主査 |
| 木村真悟 | 長寿社会推進センター主任 |
| 藤岡宏暁 | 総務企画部主事 |
| 藤川幸治 | 介護サービス情報センター主事 |

○ 班長

第4次岡山県社協活動強化計画策定委員会 経過報告

| 回 数 | 開 催 年 月 日 | 場 所 | 内 容 |
|-------|------------------|-------------------|--|
| 第 1 回 | H18. 8. 4 (金) | きらめきプラザ 介護実習室 | ①委員長及び副委員長の選出について ②第3次岡山県社協活動強化計画の取り組み状況について ③第4次岡山県社協活動強化計画の策定にあたって |
| 第 2 回 | H18.10.11 (水) | きらめきプラザ 介護実習室 | ①第1回策定委員会の振り返り ②第4次岡山県社協活動強化計画の基本方針及び重点目標等について |
| 第 3 回 | H19. 1.10 (水) | きらめきプラザ 706会議室 | ①第3次岡山県社協活動強化計画に関する評価について（答申） ②第4次岡山県社協活動強化計画（草案）について |

20

第4次岡山県社協活動強化計画策定班 会議経過報告

| 回 数 | 開 催 年 月 日 | 内 容 |
|----------|-----------|-------------------------------------|
| 第 1 回会議 | H18. 4.12 | ・計画策定委員会並びに計画評価委員会設置要綱案について |
| 第 2 回会議 | H18. 4.28 | ・計画の構成について |
| 第 3 回会議 | H18. 5.19 | ・地域福祉推進及び岡山県社協をめぐる特出すべき動向について |
| 第 4 回会議 | H18. 5.24 | ・第3次計画の中間評価について |
| 第 5 回会議 | H18. 6. 2 | ・第1回評価委員会について |
| 第 6 回会議 | H18. 6.14 | ・第3次計画の中間評価について |
| 第 7 回会議 | H18. 6.19 | ・第3次計画の中間評価について |
| 第 8 回会議 | H18. 6.21 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 9 回会議 | H18. 6.27 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 10 回会議 | H18. 7. 3 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 11 回会議 | H18. 7. 6 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 12 回会議 | H18. 7.10 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| — | H18. 7.12 | ◆第1回幹部・リーダー合同会議（第4次計画の策定にあたって） |
| 第 13 回会議 | H18. 7.26 | ・第1回計画策定委員会について |
| 第 14 回会議 | H18. 7.31 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 15 回会議 | H18. 8.11 | ・第4次計画の基本方針、重点目標等について |
| 第 16 回会議 | H18. 8.14 | ・実施計画について |
| 第 17 回会議 | H18. 8.28 | ・実施計画について |
| — | H18. 8.31 | ◆第2回幹部・リーダー合同会議（ほっとプラン事業の選考について） |
| 第 18 回会議 | H18. 9. 5 | ・第2回評価委員会について |
| 第 19 回会議 | H18. 9.19 | ・ほっとプラン事業について |
| 第 20 回会議 | H18. 9.23 | ・ほっとプラン事業について |
| — | H18. 9.26 | ◆事業企画書作成研修会 |
| 第 21 回会議 | H18. 9.27 | ・ほっとプラン事業について |
| — | H18.10. 2 | ◆第3回幹部・リーダー合同会議（ほっとプラン事業について） |
| 第 22 回会議 | H18.10. 6 | ・第2回計画策定委員会について |
| 第 23 回会議 | H18.10.13 | ・第4次計画（案）について |
| — | H18.10.20 | ◆第4回幹部・リーダー合同会議（計画策定及び評価スケジュールについて） |
| 第 24 回会議 | H18.10.24 | ・第4次計画（案）について |
| 第 25 回会議 | H18.11. 6 | ・第4次計画（案）について |
| 第 26 回会議 | H18.11.13 | ・第4次計画（案）について |
| 第 27 回会議 | H18.11.20 | ・第4次計画（案）について |
| 第 28 回会議 | H18.11.27 | ・第4次計画（案）について |
| 第 29 回会議 | H18.12.11 | ・第4次計画（案）について |
| 第 30 回会議 | H18.12.13 | ・第4次計画（案）について |
| 第 31 回会議 | H18.12.14 | ・第4次計画（案）について |
| 第 32 回会議 | H18.12.16 | ・第4次計画（案）について |
| 第 33 回会議 | H18.12.18 | ・第4次計画（案）について |
| 第 34 回会議 | H18.12.20 | ・第4次計画（案）について |
| 第 35 回会議 | H18.12.22 | ・第4次計画（案）について |
| 第 36 回会議 | H18.12.23 | ・第4次計画（案）について |
| — | H19. 1. 4 | ◆第5回幹部・リーダー合同会議（第4次計画案について） |

21